



目 次

規則

- [埼玉県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [養蜂振興法施行細則\(畜産安全課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [埼玉県職員出退勤管理システム構築機器賃貸借に関する落札者等の公示\(人事課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [北武蔵用水土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [増林土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業上里西部地区\(区画整理事業\)の換地計画の決定および換地計画書の写しの縦覧\(告示\)\(農村整備課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [聴聞の実施\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県立近代美術館の使用料徴収業務委託\(近代美術館\)](#)
- [県道越谷流山線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校の項中「四十人」を「六十人」に、「六月」を「三月」に改め、同表埼玉県立職業能力開発センターの項中「六十人」を「八十人」に、「六月」を「三月」に改める。

別表第二第二号の表介護サービス科の項中「六月」を「三月」に、「六〇〇時間」

<p>一 基礎 イ 学科 (1) 社会福祉概論 (2) 老人福祉論 (3) 障害者福祉論 (4) 医学等の基礎知識 (5) 介護技術 (6) 家政学</p>	一九〇時
<p>□ 実技 (1) 介護実技 (2) 家政学実習</p>	八五時間
<p>二 専攻 イ 学科 (1) 介護等の基礎知識 (2) 社会福祉援助技術 (3) ケアマネジメント (4) 介護と倫理</p>	一四〇時
<p>□ 実技 (1) 事前演習 (2) 事後演習 (3) 介護実習</p>	一六〇時間

を「三三〇時間」に、

を

<p>一 基礎 イ 学科 (1) 介護 (2) 介護 (3) 介護 (4) 介護 (5) 障害 (6) 医療 (7) 安全</p>	<p>□ 実技 (1) 基礎 (2) 生活 (3) 自立 (4) 終末 (5) 総合 (6) 安全</p>
	<p>二 専攻 イ 学科 (1) 介護 (2) ケース (3) 告 (4) 老年 (5) 変化 (6) 高 認知 認知</p>

介護施設	口実技 (7) 障害
------	---------------

設実習	<p>の基礎 と倫理 職の職業倫理 と安全 者福祉論 との連携 衛生</p>	五 時 間
	<p>介護演習 支援と家事演習 に向けた介護演習 期介護演習 生活支援技術演習 衛生作業法</p>	八五時間
	<p>におけるコミュニ ョン における記録と報 期の発達と心身の 者の健康 症の基礎 症介護の実際 の基礎</p>	四五時間
		七 時 間

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

規 則

養蜂振興法施行細則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

養蜂振興法施行細則

(書類の様式)

第一条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 養蜂振興法（昭和三十年法律第百八十号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出書 様式第一号
- 二 法第三条第三項の規定による届出書 様式第二号
- 三 法第四条第一項の規定による許可の申請書 様式第三号
- 四 法第九条第二項の身分を示す証明書 様式第四号

(書類の經由機関)

第二条 前条第一号及び第二号に掲げる書類は、当該書類を提出する者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

印

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼 育 期 間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

備考

- 1 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。

様式第2号(第1条関係)

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

印

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住 所
変更前		
変更後		

2 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

	飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
変更前		
変更後		

3 年蜜蜂飼育計画

	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼 育 期 間
変更前			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
変更後			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで

備考

- 1 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。

様式第3号(第1条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

印

養蜂振興法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	左の土地所有者の住所及び氏名又は名称及び代表者氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名又は名称及び代表者氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

備考

- 1 氏名(法人にあっては、代表者氏名)を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。

様式第4号(第1条関係)

(表)

第 号	
立 入 検 査 証	
写 真	所 属 氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定による立入検査を行う権限を有する職員であることを証明する。	
年 月 日	埼玉県知事 印

8.5cm

5.5cm

(裏)

養蜂振興法抜粋

(報告及び立入検査)

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人結
- 三 代表者の氏名
米倉 三仁
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市新倉一丁目十七番十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、児童福祉法に基づき、厳しい養育環境にある、全ての子どもに対し、安全、安心な環境を提供すると共に望ましい支援を行い、より良い発達を保証し、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
N P O 法人イノセント
- 三 代表者の氏名
清水 義昭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市扇町屋五丁目五番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会づくりをめざし、多様な地域生活支援活動を行い、もって障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MCAサポートセンター
- 三 代表者の氏名
渡邊 朋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目四番一号 宮代町役場庁舎内
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、地域の人々の自発的な活動や自己実現を支援・啓発する事業や、特定非営利活動法人やその他ボランティア活動の支援を行うことにより、豊かな地域コミュニティ形成と社会の利益の増進に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、地域における中間支援事業を通じ、豊かな地域コミュニティ形成と社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Green Leaf わかば
- 三 代表者の氏名
小泉 淑子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市四季の里三丁目二番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて安心と安全な生活が送れるよう人々の意識向上の促進及び支援する事業を行い、将来に希望を持って生きていける社会の実現に寄与し、未来の子どもたちに繋げていくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秩父盆地野球振興会
- 三 代表者の氏名
島 守 英 也
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野千八百十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秩父地域において、野球全般にわたる事業を推進し、地域経済の発展及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部人事課管理担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年12月25日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

5 落札金額

51,840,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年11月13日

告 示

埼玉県告示第千七百六十四号

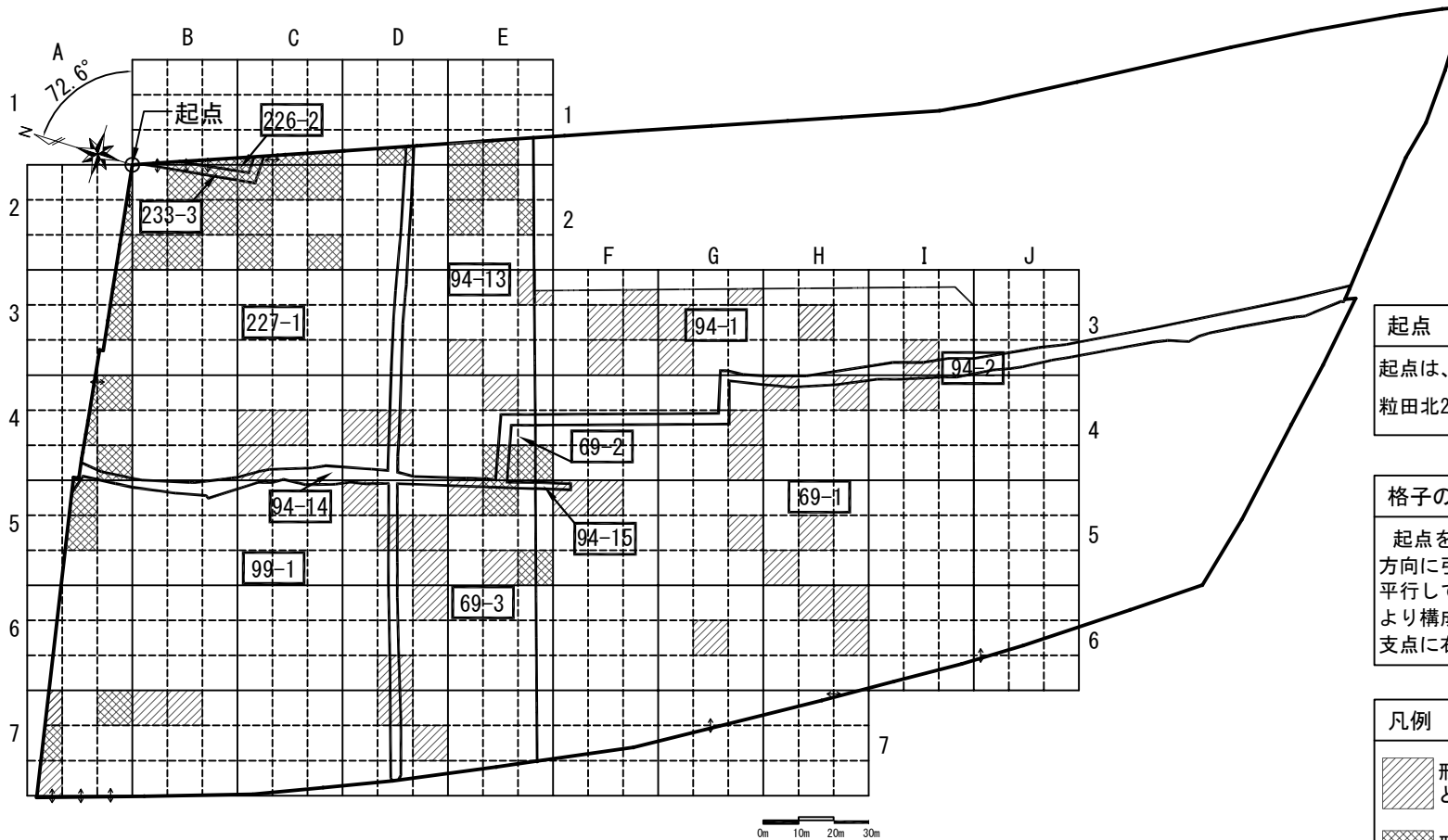
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第千九十二号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二の一部、六十九番三の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、九十九番一の一部、二百二十六番二の一部、二百二十七番一の一部及び二百三十三番三の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 72.6度
 起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、起点を
 支点に右方向に回転させた角度。

凡例

-  形質変更時要届出区域
として残る区画
-  形質変更時要届出区域
が解除される区画

は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告 示

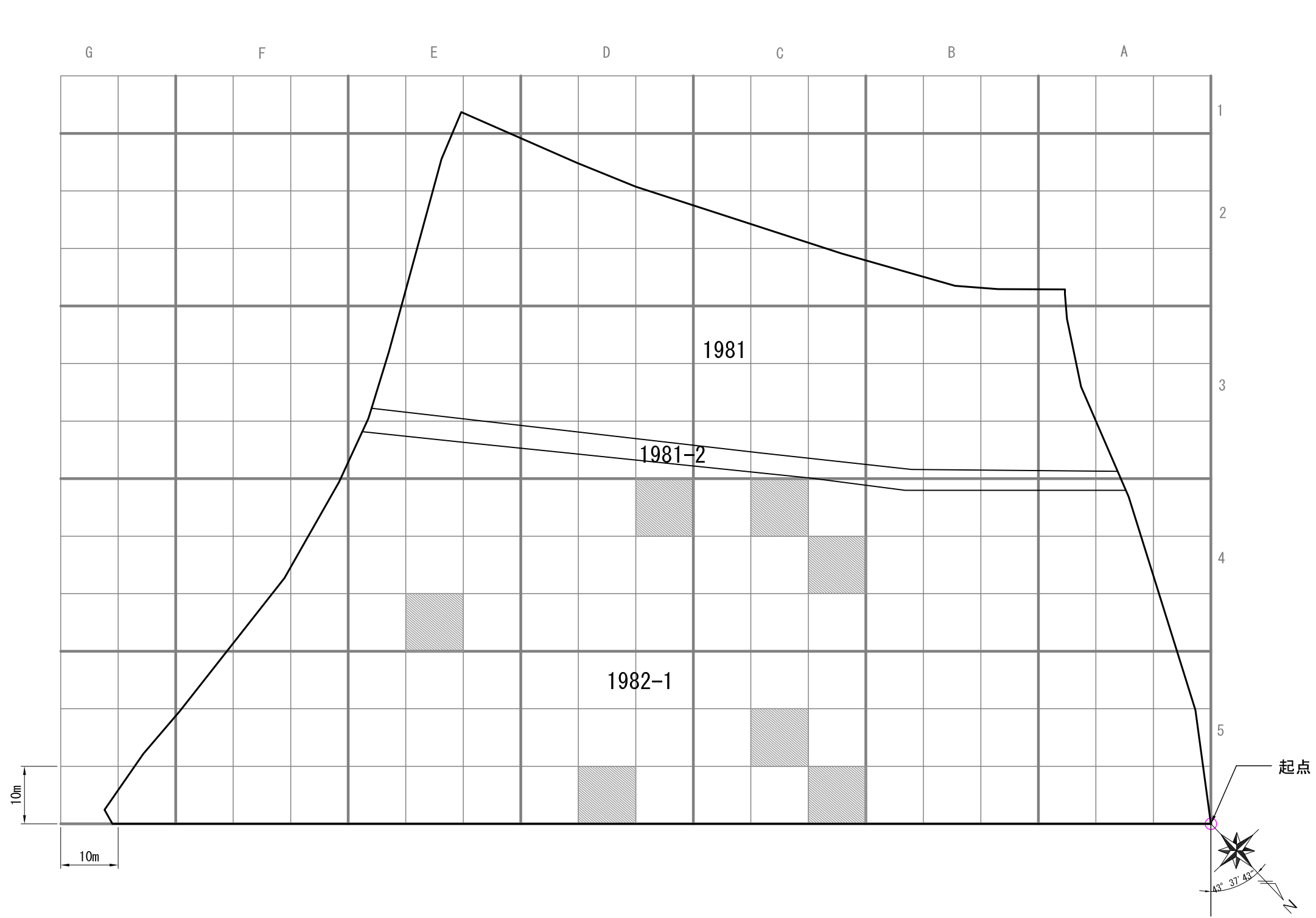
埼玉県告示第七百六十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年十二月二十八日

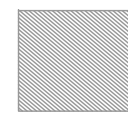
埼玉県知事 上 田 清 司

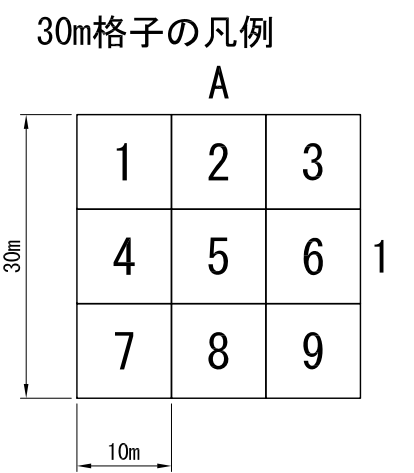
- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県新座市中野一丁目千九百八十二番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



起点
 起点は、埼玉県新座市中野1丁目1982-1の最北端とする。

格子の回転角度
 43度37分43秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

 形質変更時要届出区域



告 示

埼玉県告示第七百六十六号

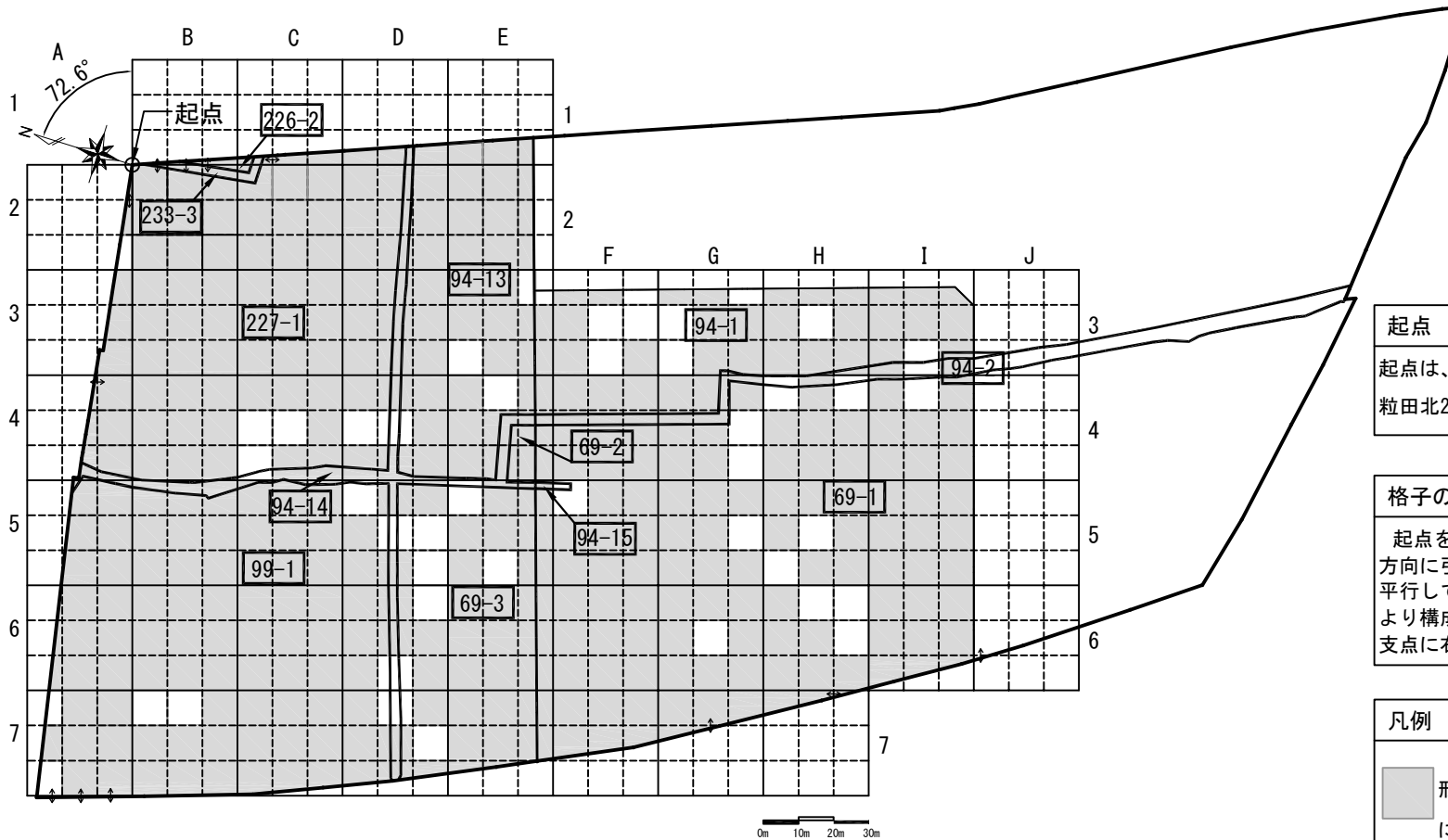
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二、六十九番三の一部、九十四番一の一部、九十四番二の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、九十四番十五の一部、九十九番一の一部、二百二十六番二、二百二十七番一の一部、及び二百三十三番三）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二、六十九番三の一部、九十四番一の一部、九十四番二の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部、九十四番十五の一部、九十九番一の一部、二百二十六番二、二百二十七番一の一部、及び二百三十三番三）


別図



起点
 起点は、埼玉県八潮市南後谷字
 粒田北233-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 72.6度
 起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと
 平行して10m間隔で引いた線に
 より構成される格子を、起点を
 支点に右方向に回転させた角度。

凡例
 形質変更時要届出区域
 (自然由来特例区域)
 に指定する区域

 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

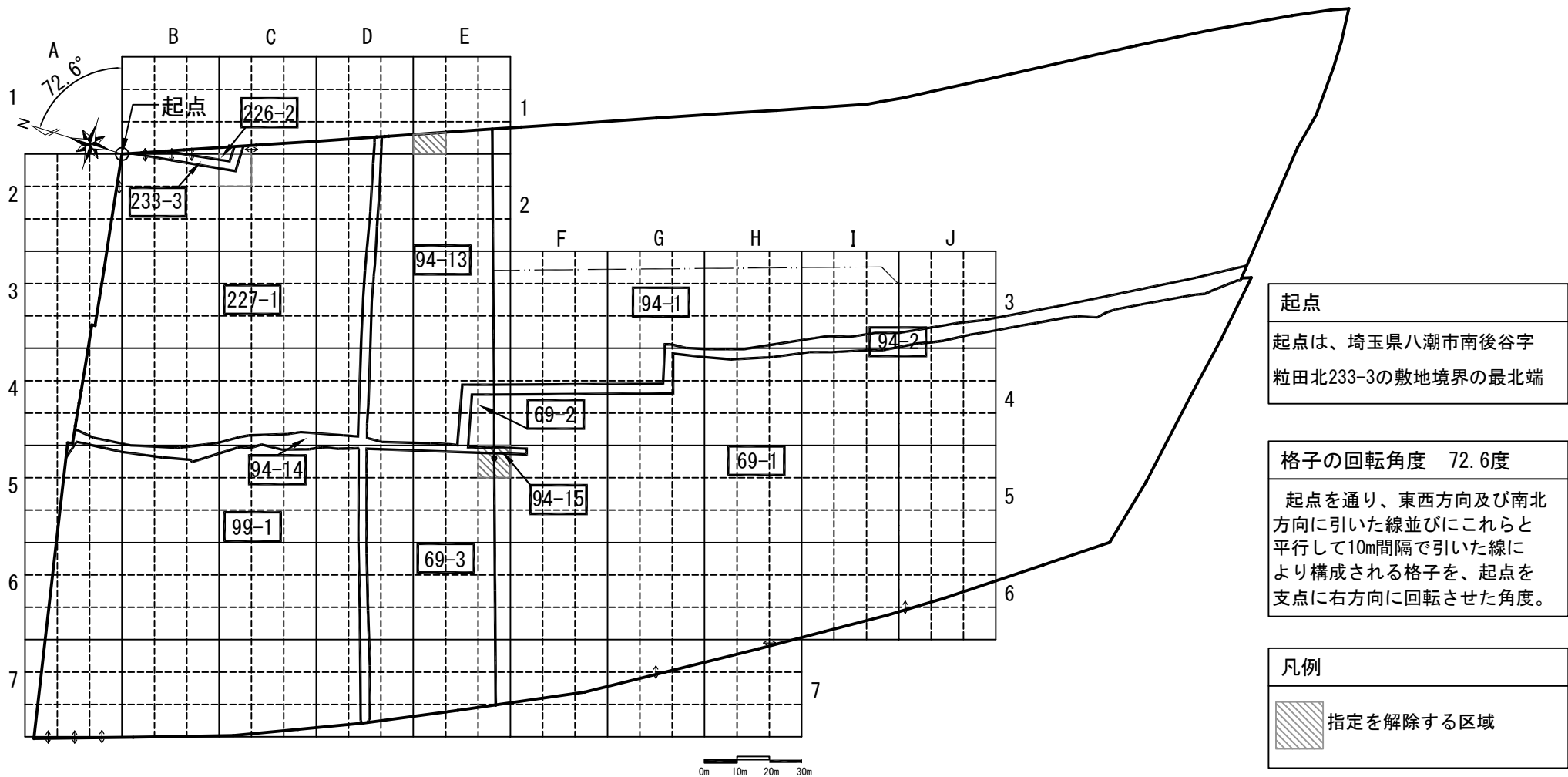
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第九十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南後谷字粒田北六十九番一の一部、六十九番二の一部、六十九番三の一部、九十四番十三の一部、九十四番十四の一部及び九十四番十五の一部）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



 は「八潮市大字南後谷字粒田北」以降に続く地番を表します

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施設を担当する施設者として、次の者を指定した。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人樹潤会 うめだクリニック	医療法人樹潤会	児玉郡美里町広木970	平成24年11月1日
医療法人社団康裕会 かとう泌尿器科クリニック	医療法人社団康裕会	上尾市中分1-27-9	平成24年11月1日
八木医院	医療法人久寿会	戸田市中町1-2-1	平成24年11月1日
永山医院	永山厚載	戸田市新曽2231第2芦原マンション103	平成24年11月7日
医療法人尚寿会 大生水野クリニック	医療法人尚寿会	狭山市水野49-19	平成24年12月1日
医療法人社団有仁会 三郷駅前診療所	医療法人社団有仁会	三郷市三郷2-3-1	平成24年10月1日
医療法人社団広優会 かとう整形外科・リハビリテーション科	医療法人社団広優会	志木市本町5-22-29志木家具センタービル1階	平成24年11月1日
あいかわ循環器内科・内科	相川大	朝霞市根岸台6-3-34	平成24年11月1日
段塚クリニック	医療法人昭桜会	人間市下藤沢368-3	平成24年11月1日
医療法人鴻隆会 湯本フラワー通りクリニック	医療法人鴻隆会	鴻巣市市ノ縄27-5	平成24年11月1日
山川整形外科	医療法人真尋会	川口市幸町2-8-38幸町医療ビル101	平成24年11月1日
医療法人社団ハーティ友育Tieおかだこどもの森クリニック	医療法人社団ハーティ友育Tie	春日部市藤塚三本木1225-1	平成24年11月1日
医療法人陽名会 宮城内科クリニック	医療法人陽名会	北葛飾郡杉戸町清地4-10-24	平成24年11月1日
町野皮ふ科	医療法人ソラミル	坂戸市につさい花みず木3-15-13	平成24年11月1日
ひまわり内科	医療法人社団七宝会	富士見市鶴馬2590-1みんなの住まい館1階	平成24年11月1日

きたずみ内科クリニック	医療法人社団翔風会	越谷市赤山町2-235-1メディトピア赤山貸しビル1階	平成24年11月1日
越谷駅前クリニック	永松仁	越谷市弥生町17-1越谷ツインシティAシティ301-1	平成24年12月1日
あおやぎクリニック	青柳佳樹	狭山市広瀬2-4-20	平成24年12月1日
医療法人社団桜歯友会 戸田サクラ歯科	医療法人社団桜歯友会	戸田市上戸田4-10-7-102	平成24年11月1日
竹内歯科医院	竹内英明	富士見市鶴瀬東1-10-43	平成24年8月1日
えじま歯科クリニック	江島康弘	吉川市美南3-2-1	平成24年11月1日
あさひ歯科医院	篠田隆司	蓮田市西城2-137	平成24年4月1日
ニコ歯科クリニック	西野勝	川口市栄町3-5-1川口ミツワビル3階	平成24年11月1日
まゆみ矯正子ども歯科	田中真弓	八潮市大瀬730-1-1階	平成24年11月1日
医療法人社団康寧会 K歯科クリニック	医療法人社団康寧会	深谷市国済寺522-7	平成24年12月1日
医療法人社団洋仁会 アリオ鷲宮歯科	医療法人社団洋仁会	久喜市久本寺谷田7-1アリオ鷲宮1階	平成24年11月1日
あしたば歯科医院	吉田清輝	越谷市南越谷2-5-67	平成24年11月1日
マリンデンタルクリニック	石黒雄人	越谷市蒲生3-17-12	平成24年10月17日
とくいずみ歯科医院	徳泉美佐	越谷市大泊736-6	平成24年10月1日
けんと歯科	医療法人洛鳳會	ふじみ野市鶴ヶ岡5-1-8	平成24年11月1日
医療法人社団A.TEKあおいデンタルクリニック	医療法人社団A.TEK	蓮田市見沼町15-2	平成24年11月1日
さいと薬局	株式会社大暉	富士見市鶴馬2-20-3	平成24年11月1日

ファミリ－薬局小川店	株式会社エスシーグループ	比企郡小川町小川 1 5 2 0 - 4	平成 24 年 11 月 1 日
ひまわり薬局東所沢	株式会社NARSコーポレーション	所沢市本郷 2 7 0 - 5	平成 24 年 11 月 1 日
河北調剤株式会社 さくら薬局蓮田駅前店	河北調剤株式会社	蓮田市東 5 - 3 9 5 0	平成 24 年 11 月 1 日
ワタキュー－薬局小手指店	株式会社フロンティア	所沢市小手指町 1 - 6 - 2 0 5	平成 24 年 11 月 1 日
ドラッグセイムス柳崎1丁目薬局	株式会社富士薬品	川口市柳崎 1 - 3 0 - 3	平成 24 年 12 月 1 日
ドラッグセイムス西武ひばりヶ丘薬局	株式会社富士薬品	新座市栗原 5 - 1 2 - 1 7	平成 24 年 12 月 1 日
そら薬局	株式会社そら調剤薬局	桶川市若宮 2 - 2 9	平成 24 年 10 月 1 日
パール薬局朝霞駅前店	株式会社パール・オネスト	朝霞市本町 2 - 4 - 2 4	平成 24 年 12 月 1 日
ほほえみ薬局	株式会社アルゴ	所沢市星の宮 1 - 1 7 - 9 煉瓦館 1 階	平成 24 年 11 月 1 日
エミカ薬局	埼玉スカイテック株式会社	和光市諏訪 4 - 1 1	平成 24 年 11 月 1 日
ファイン薬局本庄日の出	株式会社ファインファーマシー	本庄市日の出 2 - 2 - 9	平成 24 年 12 月 1 日
みつば薬局越谷ツインシティ店	薬樹株式会社	越谷市弥生町 1 7 - 1 越谷ツインシティAシティ 3 0 2 - 1	平成 24 年 12 月 1 日
鈴木薬局	株式会社エスシーグループ	越谷市千間台西 1 - 6 7 トスカ 4 階	平成 24 年 11 月 1 日
アップル薬局松原団地店	株式会社アップルケアネット	草加市栄町 3 - 6 - 2	平成 24 年 12 月 1 日
ウエルシア薬局草加原町店	ウエルシア関東株式会社	草加市原町 3 - 1 4 - 4 1	平成 24 年 10 月 1 日
フロンティア薬局草加店	株式会社フロンティアファーマシー	草加市八幡町 1 2 5 5 - 3	平成 24 年 12 月 1 日
訪問看護ステーションすずらん	医療法人社団みずの会	所沢市中新井 3 - 2 0 - A 1 0 4	平成 14 年 4 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
堀越 恒一		D o m a n i 整骨院	川口市西川口3 - 34 - 1 1 - D	平成24年4月1日
成塚 賢一		こころ整骨院	鴻巣市箕田4 1 9 1	平成24年10月3日
田中 真次		たなか接骨院	江戸川区南小岩4 - 5 - 2 9	平成24年12月1日
木下 智雄		きの整骨院	草加市谷塚町8 2 4 - 9	平成24年10月1日
花山 美保		高尾第一接骨院	八王子市初沢町1 2 2 7 - 9	平成24年12月1日
飯島 弘		桜花整骨院	幸手市中1 - 5 - 8 斉藤ビル1階A号室	平成24年10月30日
鹿庭 貴彦		ともえ整骨院	世田谷区池尻3 - 1 3 - 2	平成24年10月29日
望月 智秋		なごみ鍼灸接骨院	所沢市久米1 9 7 8 - 1	平成24年12月28日
柳原 一穂		ほがらか堂やなぎはら治療院	北足立郡伊奈町小針新宿2 7 6 - 9	平成24年12月1日
入 公平		大進堂鍼灸按摩マッサージ指圧師会	本庄市朝日町2 - 1 3 - 1 9	平成24年12月1日
丹下 誠		丹下長生療院	越谷市南越谷5 - 3 - 1 8 キャピタル南越谷3 - A	平成24年12月1日

告 示

埼玉県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
医療法人社団緑成会 新座むさし野クリニック	名 称	医療法人社団緑成会 わかばクリニック	医療法人社団緑成会 新座むさし野クリニック

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴 木 薬 局	越 谷 市 千 間 台 西 1 - 6 7	平 成 24 年 10 月 31 日
段 塚 ク リ ニ ッ ク	入 間 市 下 藤 沢 3 6 8 - 3	平 成 24 年 10 月 31 日
ひ ま わ り 内 科	富 士 見 市 鶴 馬 2 5 9 0 - 1 民 々 の 住 ま い 館 1 F	平 成 24 年 10 月 31 日
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン す ず ら ん	所 沢 市 中 新 井 3 - 2 0 ス カ イ マ ン シ ョ ン A 1 0 4	平 成 17 年 3 月 1 日
宮 城 内 科 ク リ ニ ッ ク	北 葛 飾 郡 杉 戸 町 清 地 4 - 1 0 - 2 4	平 成 24 年 10 月 31 日
八 木 医 院	戸 田 市 中 町 1 - 2 - 1	平 成 24 年 10 月 31 日
朝 日 薬 局	川 口 市 末 広 3 - 2 - 6	平 成 24 年 8 月 31 日
山 川 整 形 外 科	川 口 市 幸 町 2 - 8 - 3 8 - 1 0 1 幸 町 医 療 ビ ル	平 成 24 年 10 月 31 日
マ リ ン デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	越 谷 市 蒲 生 3 - 1 7 - 1 2	平 成 24 年 10 月 16 日
け ん と 歯 科	ふ じ み 野 市 鶴 ヶ 岡 5 - 1 - 8	平 成 24 年 10 月 31 日
か と う 整 形 外 科 ・ リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	志 木 市 本 町 5 - 2 2 - 2 9 志 木 家 具 セ ン タ ー 1 F	平 成 24 年 10 月 31 日
湯 本 フ ラ ワ ー 通 り ク リ ニ ッ ク	鴻 巣 市 市 ノ 縄 2 7 - 5	平 成 24 年 10 月 31 日
き た ず み 内 科 ク リ ニ ッ ク	越 谷 市 赤 山 町 2 - 2 3 5 - 1	平 成 24 年 10 月 31 日
ス ギ 薬 局 戸 田 下 前 店	戸 田 市 下 前 2 - 1 - 1 2 ヨ ー ク マ ー ト 下 前 店 内	平 成 24 年 10 月 31 日
町 野 皮 膚 科	坂 戸 市 に っ さ い 花 み ず 木 3 - 1 5 - 1 3	平 成 24 年 10 月 31 日
お か だ こ ど も の 森 ク リ ニ ッ ク	春 日 部 市 藤 塚 1 2 2 5	平 成 24 年 10 月 31 日
あ し た ば 歯 科 医 院	越 谷 市 南 越 谷 2 - 5 - 6 7	平 成 24 年 10 月 31 日

島津メディカルクリニック三郷駅前診療所	三郷市三郷	2	-	3	-	1	平成24年9月30日	
エジリ胃腸科	吉川市吉川	1	6	0	3	-	2	平成24年10月15日
株式会社片山薬局	秩父市中町	3	-	1	3		平成24年9月30日	
たかとう歯科医院	越谷市弥生町	1	2	-	2	6	平成24年8月31日	
とくいずみ歯科医院	越谷市大泊	7	3	6	-	6	平成24年9月30日	
きく薬局	熊谷市新堀新田	5	1	9	-	1	7	平成24年11月30日
エミカ薬局	和光市諏訪	4	-	1	1		平成24年10月31日	
永山医院	戸田市新曽	2	2	3	1		平成24年11月7日	
株式会社アルファメディック 寺田薬局	鴻巣市赤見台	4	-	5	-	1	2	平成24年11月1日

告 示

埼玉県告示第七七七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
訪問リハビリテーション鴻巣フラワーパレス	鴻 巣 市 市 ノ 縄 2 5 0 - 1	医療法人社団 愛光会	訪問リハビリテーション	平成24年12月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
医療法人社団かいしん会 ますなが医院	富 士 見 市 勝 瀬 7 3 9 - 1	医療法人社団 かいしん会	短期入所療養介護	平成24年11月1日
			介護予防短期入所療養介護	
医療法人社団康寧会 立川歯科医院 上尾診療所	上尾市平塚2518-1 マルエツ上尾平塚店内	医療法人社団 康寧会	介護予防居宅療養管理指導	平成24年4月1日
幸せの羽訪問看護ステーション	北葛飾郡杉戸町倉松1-14-24	株 式 会 社 幸 羽	介護予防訪問看護	平成25年1月1日
リハビリケアさくら	坂戸市末広町5-1シャンポールビル105	医 療 法 人 秀 人 会	通所リハビリテーション	平成24年12月1日
			介護予防通所リハビリテーション	
はなみずき 居宅介護支援事業所	草 加 市 青 柳 6 - 3 2 - 2 2	特定非営利活動法人ハナミズキ介護サービス	居 宅 介 護 支 援	平成24年10月1日
フロンティア薬局 草加店	草 加 市 八 幡 町 1 2 5 5 - 3	株式会社フロンティアファーマシー	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスセンター フェリス 八幡	草 加 市 八 幡 町 3 3 2 - 1	社会福祉法人草加福祉会	通 所 介 護	平成24年11月1日
			介護予防通所介護	
ショートステイ フェリス 八幡	草 加 市 八 幡 町 3 3 2 - 1	社会福祉法人草加福祉会	短期入所生活介護	平成24年11月1日
			介護予防短期入所生活介護	
ウエルシア薬局 草加原町店	草 加 市 原 町 3 - 1 4 - 4 1	ウエルシア関東株式会社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス ハナミズキ	草 加 市 青 柳 6 - 3 2 - 2 2	特定非営利活動法人ハナミズキ介護サービス	通 所 介 護	平成24年11月1日

段塚クリニック	人間市下藤沢368-3	医療法人昭桜会	訪問看護	平成24年11月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問看護	
			介護予防居宅療養管理指導	
たすけあいほっとライフ小川ケアセンター	比企郡小川町腰越469-1	特定非営利活動法人たすけあいほっとライフ小川	居宅介護支援	平成24年12月1日
訪問介護事業所 さわやかライフ熊谷	熊谷市中央2-45-103	有限会社アートルライフ	訪問介護	平成24年12月1日
			介護予防訪問介護	
地域密着型介護老人福祉施設熊谷ホーム	熊谷市新堀1140	社会福祉法人松仁会	地域密着型介護老人福祉施設	平成23年9月1日
こしがや脳神経外科付属通所リハビリテーション	越谷市蒲生寿町5-7	医療法人社団玉恵会	通所リハビリテーション	平成24年10月1日
			介護予防通所リハビリテーション	
あさひリハビリデイサービス	越谷市東越谷10-62	株式会社さかい	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス 笑顔の家	越谷市千間台西6-4-24	株式会社笑顔の家	通所介護	平成24年11月1日
			介護予防通所介護	
みつば薬局越谷 ツインシティ店	越谷市弥生町17-1 越谷ツインシティAシティ302-1	薬樹株式会社	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あけぼし訪問介護事業所 越谷	越谷市東越谷3-18-7多田荘101	株式会社グレートフル	訪問介護	平成24年11月1日
			介護予防訪問介護	
福祉用具レンタル・販売むさし	本庄市朝日町3-1-40	むさしサービス株式会社	福祉用具貸与	平成24年10月1日

			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
秩父薬剤師会在宅介護支援センターすずらん	秩父市寺尾 1 4 4 7 - 3	有限会社秩父薬剤師会調剤センター	居宅介護支援	平成24年10月1日
そら	鴻巣市小谷 7 0 8 - 1	合同会社そら	居宅介護支援	平成24年12月1日
あさひ居宅介護支援事業所	上尾市向山 5 8 6 - 4	埼玉通地所株式会社	居宅介護支援	平成24年12月6日
平塚デイサービス	上尾市平塚 2 4 0 0 - 1	有限会社ライフネット・ジャパン	通所介護	平成24年9月1日
			介護予防通所介護	
日赤前薬局	深谷市上柴町西 5 - 9 - 2 6	株式会社大慶堂	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスセンター はなぞの村	深谷市永田 1 4 4 0	有限会社ナガシマ	通所介護	平成24年11月1日
			介護予防通所介護	
エンゼルデイサービスセンター山河	深谷市山河 3 1 0	社会福祉法人かつみ会	認知症対応型通所介護	平成24年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
茶話本舗デイサービス狭山	狭山市南入曽 1 0 6 1 - 5	株式会社武蔵野茶話サービス	通所介護	平成24年9月1日
医療法人社団康寧会 K歯科クリニック	深谷市国濟寺 5 2 2 - 7	医療法人社団康寧会	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアステーションつくし	所沢市緑町 4 - 6 - 6 ホワイトハウス 2 0 1	合同会社ケアステーションつくし	訪問介護	平成24年12月1日
			介護予防訪問介護	

居宅介護プラン むさし	所沢市山口5274-2-1	合同会社オフィス武蔵	居宅介護支援	平成24年11月1日
居宅介護支援事業所 おおまえ	川口市安行原1271-13	株式会社おおまえ	居宅介護支援	平成24年11月1日
星風会 訪問介護ステーション 川口	川口市上青木1-23-11	社会福祉法人星風会	訪問介護	平成24年10月1日
			介護予防訪問介護	
アリス居宅介護支援事業所	川口市江戸3-5-13	株式会社あんしんサポート	居宅介護支援	平成24年11月1日
リステ	川口市元郷3-16-23	有限会社アエラ	福祉用具貸与	平成24年12月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
オレンジケア	川口市芝6826	有限会社オレンジケア	居宅介護支援	平成24年12月1日
ハウオリ リハビリデイサービス	入間郡毛呂山町前久保南4-33-18	株式会社ハウオリプロジェクト	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
GENKI NEXT 東松山	東松山市箭弓町3-4-1	株式会社介護NEXT	通所介護	平成24年11月1日
			介護予防通所介護	
ヒューマンサポート上里デイサービスセンター	児玉郡上里町七本木3518-1	株式会社日本ヒューマンサポート	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
短期入所生活介護 リーゾ	白岡市白岡1025-7	社会福祉法人大樹会	短期入所生活介護	平成24年11月2日
			介護予防短期入所生活介護	
なぎさ歯科クリニック	越谷市南越谷4-13-20住商第2ビル3階	村田 拓也	居宅療養管理指導	平成24年7月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
リハビリデイサービス Wellness 桶川	桶川市鴨川 2 - 5 - 8 和楽久桶川 1 階	社会福祉法人永寿荘	通 所 介 護 介護予防通所介護	平成 24 年 11 月 1 日
ヘルパーステーション和楽久桶川	桶川市鴨川 2 - 5 - 8 和楽久桶川 1 階	社会福祉法人永寿荘	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	平成 24 年 11 月 1 日
友 愛 あ さ ひ な	鴻 巣 市 登 戸 3 3 0	医療法人あさひな会	通 所 介 護 介護予防通所介護	平成 24 年 10 月 1 日
居宅介護支援事業所 プチモンド	比企郡嵐山町菅谷 6 9 0 - 1 0	一般社団法人プチモンド	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 11 月 1 日
小 林 病 院	入 間 市 宮 寺 2 4 1 7	医 療 法 人 一 晃 会	訪問リハビリテーション 居 宅 療 養 管 理 指 導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 7 月 1 日
医療法人尚寿会大生水野クリニック	狭 山 市 水 野 4 9 - 1 9	医 療 法 人 尚 寿 会	居 宅 療 養 管 理 指 導 介護予防居宅療養管理指導	平成 24 年 12 月 1 日

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
株 式 会 社 介 護 ぶ れ - ん	所 在 地	川 口 市 仲 町 2 - 1 2	川 口 市 本 町 1 - 1 4 - 5	福 祉 用 具 貸 与
				訪 問 入 浴 介 護
				訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				居 宅 介 護 支 援
白 岡 市 社 会 福 祉 協 議 会 訪 問 介 護 事 業 所	所 在 地	白 岡 町 高 岩 2 1 7 7 - 1	白 岡 市 千 駄 野 4 4 5	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
	名 称	白 岡 町 社 会 福 祉 協 議 会 訪 問 介 護 事 業 所	白 岡 市 社 会 福 祉 協 議 会 訪 問 介 護 事 業 所	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
有 限 会 社 シ ル バ - ネ ッ ト ワ - ク	所 在 地	伊 奈 町 栄 3 - 1 2 - 2	伊 奈 町 小 室 3 3 4 0 - 3	特 定 福 祉 用 具 販 売
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				福 祉 用 具 貸 与
在 宅 福 祉 支 援 推 進 セ ン タ - 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	所 在 地	深 谷 市 黒 田 3 4 5 - 1	深 谷 市 小 前 田 2 7 9 9 - 5	居 宅 介 護 支 援

訪問介護センター えがおの里	所在地	深谷市黒田 3 4 5 - 1	深谷市小前田 2 7 9 9 - 5	訪問介護
				介護予防訪問介護
	名称	訪問介護センターえがお	訪問介護センターえがおの里	訪問介護
				介護予防訪問介護
デイサービスセンター えがおの里	所在地	深谷市黒田 3 4 5 - 1	深谷市小前田 2 7 9 9 - 5	通所介護
				介護予防通所介護
	名称	デイサービスセンターえがお	デイサービスセンターえがおの里	通所介護
				介護予防通所介護
株式会社ひまわりケアサポート	所在地	上尾市上1172-1ミレディ会館1F	上尾市小泉 4 5 0 - 1	訪問介護
				介護予防訪問介護
株式会社ひまわりケアサポート居宅介護支援事業所	所在地	上尾市上1172-1ミレディ会館1F	上尾市小泉 4 5 0 - 1	居宅介護支援
こころ 鴻巣	所在地	鴻巣市神明 2 - 6 - 4メゾンレスパ102	鴻巣市生出塚 2 - 1 8 - 2 8	介護予防訪問介護
				訪問介護
さくら・介護ステーション北越谷	所在地	越谷市宮本町 2 - 1 8 2 - 4	越谷市神明町 1 - 6 3 - 1	訪問介護
				介護予防訪問介護
デイサービスプルメリア	所在地	草加市北谷 2 - 2 4 - 3	川口市安行原 2 3 6 4	通所介護
	名称	デイサービスにしざわ北谷	デイサービスプルメリア	通所介護
居宅介護支援センタープルメリア	名称	居宅介護支援センターにしざわ	居宅介護支援センタープルメリア	居宅介護支援
福祉用具サービスセンタープルメリア	所在地	草加市北谷 2 - 3 - 2 4	川口市安行原 2 3 6 4	介護予防福祉用具貸与

	名 称	福祉用具プルメリア	福祉用具サービスセンタープルメリア	特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
				福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				介護予防福祉用具貸与
				特定介護予防福祉用具販売
				福祉用具貸与
居宅介護支援事業所 ソラスト北越谷	名 称	きらめいと北越谷 指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 ソラスト北越谷	居 宅 介 護 支 援
デイサービス ソラスト北越谷	名 称	デイサービス きらめいと北越谷	デイサービス ソラスト北越谷	通 所 介 護 介護予防通所介護

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
段 塚 ク リ ニ ッ ク	入 間 市 下 藤 沢 3 6 8 - 3	訪 問 看 護	平成 24 年 10 月 31 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	
ス ギ 薬 局 戸 田 下 前 店	戸 田 市 下 前 2 - 1 - 1 2 ヨ ー ク マ ー ト 下 前 店 内	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 24 年 10 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
デ イ ケ ア セ ン タ ー あ さ ひ な	鴻 巣 市 登 戸 3 3 0	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平成 24 年 9 月 30 日
		介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
デ イ サ ー ビ ス あ お い そ ら 越 生	と き が わ 町 大 字 瀬 戸 元 下 3 8 7 - 3	通 所 介 護	平成 24 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
訪 問 介 護 サ ー ビ ス 清 雅 園	日 高 市 森 戸 新 田 9 9 - 2	訪 問 介 護	平成 23 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 介 護	

告 示

埼玉県告示第七七七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中島 浩一	じん臓機能障害	腎臓内科	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜九三八―一二	平成二十四年十二月十日
稲田 隆之	視覚障害	眼科	医療法人社団東飯会東飯能眼科	飯能市岩沢二八三―一五	平成二十四年十二月十三日
上山 数弘	視覚障害	眼科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
大西 貴子	視覚障害	眼科	東松山市立市民病院	東松山市大字松山二三九二	同
清水 真理	視覚障害	眼科	上尾中央総合病院	上尾市柏座一―一〇―一〇	同
平野 美恵子	視覚障害	眼科	蕨市立病院	蕨市北町二―一二―一八	同
鈴木 知恵	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	榎本耳鼻咽喉科医院	東松山市材木町二―二九	同

確井 郁夫	肢体不自由	整形外科	医療法人社団協友会吉川中央 総合病院	吉川市平沼一―一	同
近藤 怜子	肢体不自由	整形外科	国立障害者リハビリテーショ ンセンター病院	所沢市並木四―一	同
土持 綱正	肢体不自由	整形外科	医療法人社団協友会吉川中央 総合病院	吉川市平沼一―一	同
西津 真平	肢体不自由	整形外科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
本田 哲史	肢体不自由	整形外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
頼高 朝子	肢体不自由	神経内科	順天堂大学医学部附属順天堂 越谷病院	越谷市袋山五六〇	同
横瀬 憲明	肢体不自由	脳神経外科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
田村 清	心臓機能障害	心臓血管外科	草加市立病院	草加市草加二―二―一	同
久田 哲也	心臓機能障害	内科、循環器科	医療法人社団グロリア会前田 病院	狭山市広瀬東三―一四―三	同

吉野 篤範	じん臓機能障害	腎臓内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
豊田 丈夫	呼吸器機能障害	呼吸器内科	埼玉医療生活協同組合皆野病院	秩父郡皆野町皆野二〇三二―一	同
長谷島 伸親	呼吸器機能障害	内科	騎西クリニック病院	加須市日出安二三一三―一	同
安藤 正幸	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人三和会東鷲宮病院	久喜市桜田三―九―三	同
田中 雅彦	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
瀬戸口 誠	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町一―一九―三	同
木村 道雄	肝臓機能障害	内科	埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
飯塚 秀樹	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十四年三月三十一日
山崎 健仁	肢体不自由	医療法人社団協友会吉川中央総合病院	吉川市平沼一一一	平成二十四年五月一日
多田 正弘	肝臓機能障害	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室八一八	平成二十四年八月一日
中田 豊	肢体不自由	医療法人社団弘人会中田病院	加須市元町六一八	平成二十四年八月六日
宮沢 知修	肢体不自由	医療法人刀仁会坂戸中央病院	坂戸市南町三〇一八	平成二十四年八月三十一日
清水 縁	じん臓機能障害	医療生協さいたま生活協同組合埼玉協同病院	川口市木曾呂一三二七	平成二十四年九月五日
木村 圭介	視覚障害	蕨市立病院	蕨市北町二一一二一一八	平成二十四年九月三十日
山口 真彦	ぼうこう又は直腸機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一一五〇	平成二十四年十月一日
石塚 英司	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人刀水会斎藤記念病院	川口市並木四一六一六	平成二十四年十月九日

石井 博泰

肢体不自由

医療法人社団協友会吉川中央総合病院

吉川市平沼一一一

平成二十四年十月十九日

窪田 公一

ぼうこう又は直腸機能
障害、肝臓機能障害

東松山市立市民病院

東松山市大字松山二九九二

平成二十四年十一月一日

小原 功裕

じん臓機能障害

さくら記念病院

富士見市水谷東一一二八一一

平成二十四年十一月一日

告示

埼玉県告示第七百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ツインシティ

埼玉県越谷市弥生町六百六十八番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）越谷駅東口地区第一種市街地再開発事業施設

（変更後）越谷ツインシティ

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九 一 外 計十二者

ハ 変更年月日

平成二十四年九月十五日

二 届出年月日

平成二十四年十二月十八日

ニ 縦覧期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ツインシティ

埼玉県越谷市弥生町六百六十八番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置

（変更前）位置 図面省略

（変更後）位置 図面省略

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十六か所 位置 図面商着

ハ 変更年月日

平成二十五年一月一日

二 届出年月日

平成二十四年十二月十八日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年四月三十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北武蔵用土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	田島兵作	埼玉県大里郡寄居町大字用土五千九百九十六番地
同	小和瀬守	同 同 二千九百五十八番地
同	中島正勝	同 同 三千百七十二番地
同	川田義則	同 同 千八百七番地一
同	茂木忠男	深谷市武蔵野四百八十九番地
同	室岡虎雄	大里郡寄居町大字桜沢千二百七十六番地
同	野口喜良	児玉郡美里町大字甘粕七百十三番地
同	高橋忠弘	同 同 猪俣七百八十三番地
監事	関谷利男	大里郡寄居町大字用土千二百三十五番地一
同	浅見英男	同 同 末野千四百二十番地
同	根岸利一郎	児玉郡美里町大字中里三百十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	田島兵作	埼玉県大里郡寄居町大字用土五千九百九十六番地
同	中島正勝	同 同 三千百七十二番地
同	福島和夫	同 同 二千七百七十五番地
同	清水義則	同 同 二千百四十三番地
同	福島捷介	同 同 桜沢千三百六十四番地
同	堀内道善	児玉郡美里町大字甘粕千百十六番地
監事	小和瀬守	大里郡寄居町大字用土二千九百五十八番地
同	松村高	同 同 末野千三十六番地
同	井上明久	児玉郡美里町大字中里四百八十四番地

告示

埼玉県告示第七百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、増林土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事	吉田忠茂	埼玉県越谷市大字増森二千四百八十四番地
同	山崎茂	同 増林五千六百二十一番地
同	中村敏久	増森二丁目百九十九番地
同	小島修武	大字増林五百四十四番地
同	三ツ木宗一	同 同 三千二百四十番地
同	榎本恵穂	増林一丁目百八十二番地
同	鈴木操	大字増林三千七百六十四番地
同	須賀啓夫	増林二丁目四百三十八番地一
同	石井孝幸	大字増林四千四百六番地三
同	小島初治	増林一丁目十一番地
同	栗原丈士	大字増森千八百十七番地
同	中村修平	同 同 千七百一番地
同	渋谷誠一	同 同 二千二百八番地
同	森田恒光	同 同 二百七十五番地
同	林 榮一	中島一丁目七十九番地
同	林 晃	大字増森千八百四番地
同	今井清	同 増林三千七百二十二番地二
同	須賀一男	同 同 二千六百八十二番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事	吉田忠茂	埼玉県越谷市大字増森二千四百八十四番地
同	山崎茂	同 増林五千六百二十一番地
同	富澤和男	同 増森千六百六十三番地
同	中村敏久	同 増森二丁目百九十九番地
同	平野康盛	同 同 花田二丁目六番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山崎文夫	須賀操	林晃	関根洋子	鈴木俊男	渋谷誠一	須賀幹夫	今井清	小島初治	宮川愼一	須賀啓夫	須賀啓次	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
増林三丁目二百二十二番地一	同 増林二千六百四十二番地	同 増森千八百四番地	大字増林三千六百二十番地	中島一丁目六十五番地	同 同 二千二百八番地	同 増森二百七十二番地	大字増林三千七百二十二番地二	増林一丁目十一番地	増林三丁目百七十四番地	増林二丁目四百三十八番地一	大字増林三千七百八十一番地	

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業上里西部地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十四年十二月二十五日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年一月四日から

平成二十五年二月四日まで

二 縦覧場所

上里町役場

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・六・三十号 浦和西口停車場線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第七百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 三四 〇

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市上足種字五番一一八〇番一 外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七十六・〇三六立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇八〇六立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第七百八十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 十五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字生出窪二百五十八番二 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五百四十九・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二二二一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮字上中谷七百三十六番十五 外百七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千八百四十・六九立方メートル

告示

埼玉県告示第七百八十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十五年一月十日午前十時	株式会社さとう住宅センタ	代表取締役 青木 武夫	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一千六十七番地

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番二号

衛生会館 五三一会議室

告示

埼玉県告示第七百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立近代美術館	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンドリーム・ドットコム 代表取締役 小園裕三	平成二十四年十二月二十二日から平成二十五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 越谷流山線

三 道路の区域

新C	旧新B	新A	旧A	旧新別
越谷市大字大成町七丁目一九 六番一地从先から同市大字東町 一丁目四番一地从先まで		越谷市大字大成町七丁目二二 九番一地从先から吉川市大字保 字上河原五一番一地从先まで		区 間
二五・〇〇 三六・二七	一一・五四 二二・二六	八・〇〇 五一・八〇	八・〇〇 一七・七一	敷地の幅員 (メートル)
六三一・六三	一七〇四・九六	一八四六・七三		延 長 (メートル)
新A新Bの一部が越谷市・吉 川市に引継ぐ予定。				備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十五日

指令川建セ第二四〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十日

川建セ第二四 七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字八ツ嶋一四七七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市泉町三丁目二六番地五 リ ブ・ロジユマン201号室

田村 徳正

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十一日

指令川建セ第二四〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十日

川建セ第二四 八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字稻荷町一四四八番一、一四四九番二、一四五二

番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一七二九番地一 ラ・スペランツァ A 203

号室

小高 直也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十九日

指令川建セ第二四 一八 号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

川建セ第二四 八六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字郷社後一一九七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町東野四丁目二三番地三 マルシエ 104

吉澤 弘樹

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年五月二十五日

指令川建セ第二四〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十一日

川建セ第二四 八三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字谷口字矢筑一六一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町東野二丁目二番地五 シャン・ド・フルール

201

号室

灰田 達也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月十三日

指令川建セ第二四〇〇九一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十一日

川建セ第二四〇〇八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷関下三一六番地一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字高谷三一六番地二

岡部 武利

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月十一日

指令川建セ第二四〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十一日

川建セ第二四〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字東上原二二〇七番三、二二〇九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀一〇一四番地七 ヴェルディ・シガ201

中嶋 弘行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第10次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三ノ十二ノ六 新澤 佳昭

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四ノ八百八十五

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十二月十三日

指令川建セ第二三〇一〇三一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

川建セ第二四〇〇八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字小原七三一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字越生七〇一番地

関根 武彦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月十九日

指令越建セ第二四〇〇三〇一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

越建セ第四八四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百十番一、千九百十番三、千九百十番

四、千九百十番六、千九百十二番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀千九百十番地一

赤羽 誠二 赤羽 貴裕

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月十四日

指令越建セ第二二〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

越建セ第四八六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千三百九十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町姫宮百三十一番地一

島村 秀夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月十四日

指令越建セ第二二〇〇八三一号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

越建セ第四八七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千三百九十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目二十四番十八号

福田 春彦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年六月二十一日

指令越建セ第二四〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十二月二十五日

越建セ第四八八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字佐内新田前千七百五十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南五丁目六番地一ウイステリアA一〇二

平田 健一